



平成23年2月25日

各 位

会 社 名 ア ル テ ッ ク 株 式 会 社 代 表 者 名 代表取締役社長 張能 徳博 (コード番号 9972 東証第一部) 問 合 せ 先 取締役執行役員(経営企画本部長) 木根渕 明 (TEL:03-5363-0922)

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成23年2月25日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成23年2月25日開催の当社第35期定時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役(社外取締役を除く。)、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役(社外取締役を除く。)	3名	1,230個
当社執行役員	3名	210個
当社従業員	6名	420個
当社子会社取締役	2名	140個

上記の割当数は割当予定数であり、引受けの申込みの数が割当予定数に満たない場合には、割 当数は当該申込みの数とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 200,000 株とする。

ただし、次の②に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権 の総数を乗じた数に調整されるものとする。

② 新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数(以下「付与株式数」という。)は、当

社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株 式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次 の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない 新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、こ れを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で付与株式数を調整 するものとする。

- (3) 新株予約権の総数 2,000個とする。
- (4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける ことができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金 額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取 引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数 は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに 先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、次の①乃至③に定める事由が生じた場合は、行使価額はそれぞれの定めに したがって調整するものとする。

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合 次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとす る。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行 使による場合を除く。)

次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとす

既発行 $_\perp$ 新規発行株式数 \times 1株当たりの払込金額 株式数 1株当たりの時価 = 行使価額 行使価額

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

③ 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合

合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成23年3月12日から平成26年3月11日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当 社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員のいずれかの地位を有し ていることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による 退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、地位を喪失した日から1年間を 限度として、上記(6)に定める期間内に新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めないものとする。
- ③ 1個の新株予約権につき一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則 第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結 果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が(7)①に規定する行使の条件を充たさなくなったことによりその保有する新株予約権を行使できなくなった場合または新株予約権者が死亡した場合は、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)を行う場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、残存新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編成対象会社の新株予約権が交付されるのは、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において、次の①乃至⑧にしたがって再編成対象会社の新株予約権を交付する旨の定めが存することを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)「新株予約権の目的である株式の種類及び数」 に準じて決定するものとする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)③にしたがって定める調整後行使価額に、上記③にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編 成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記(6)「新株予約権の権利行使期間」の開始日、または組織再編成行為の効力発生日のうち、 いずれか遅い日から、上記(6)「新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記(8)「新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額」に準じて決定するものとする。
- ① 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものと する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件 上記(9)「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定するものとする。

- (12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い 新株予約権の行使により交付する株式の数に、1株に満たない端数がある場合は、これを切り 捨てるものとする。
- (13) 新株予約権の割当日平成23年3月11日
- (14) 新株予約権証券の発行 新株予約権証券は発行しない。

(ご参考)

・定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成23年1月27日

・定時株主総会の決議日平成23年2月25日

以 上